

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成19年 3 月 5 日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ並びに施政方針説明
- 日程第 5 議案第 1 号 愛西市公共下水道事業基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 愛西市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6 号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7 号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8 号 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9 号 愛西市公共物管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第13号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第19号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第19 議案第20号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第20 議案第21号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第21 議案第22号 平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第22 議案第23号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第23 議案第24号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第24 議案第25号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第25 議案第26号 平成19年度愛西市一般会計予算について
- 日程第26 議案第27号 平成19年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第27 議案第28号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 平成19年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第29 議案第30号 平成19年度愛西市介護保険特別会計予算について

- 日程第30 議案第31号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について  
 日程第31 議案第32号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について  
 日程第32 議案第33号 平成19年度愛西市水道事業会計予算について  
 日程第33 選挙第1号 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について  
 日程第34 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について  
 日程第35 議案第15号 海部地区水防事務組合理約の変更について  
 日程第36 議案第16号 海部地区環境事務組合理約の変更について  
 日程第37 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について  
 日程第38 議案第18号 海部地区休日診療所組合理約の変更について  
 日程第39 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	助 役	山田 信行 君
教 育 長	青木 萬生 君	会 計 室 長	杉山 政男 君

総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	八木富夫君	経済建設部長	篠田義房君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	藤松岳文君
福祉部長	水谷正君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀和彦君	総合支所長	伊藤忠俊君
八開		佐織	
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

---

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

開会前に少しだけ報告させていただきます。

本会議終了後に当局から報告事項が3点ほどありますので、全員協議会を開いてほしいという申し出ですので、そのように心してきょう一日務めていただきたいと思います。お願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

なお、13番の近藤健一議員は遅刻届が出されておりますので、ここで御報告させていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、10番・真野和久議員、12番・八木一議員、この御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成18年12月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会は、去る平成18年12月22日に、委員全員と正・副議長さんにも出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日3月5日から3月23日までの19日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より23日までの19日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より23日までの19日間と決定をいたしました。

なお、議案第14号から議案第18号、諮問第1号につきましては、本日議決する予定でございます。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の岩間泰彦議員、お願いをいたします。

#### ○7番（岩間泰彦君）

では、海部南部水道企業団の報告をいたします。

海部南部水道企業団の第4回定例会が平成18年12月25日に同事務所にて開催され、次の議案が付議されました。

議案第13号：平成18年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第2号）について。

収益的収支。収入について。営業外収益、消費税及び地方消費税還付金として減額補正されました。補正額、減額13万7,000円。その結果、予算総額23億1,565万7,000円。

支出について。営業費用、固定資産の除却、棚卸資産の消耗損費として追加補正されました。補正額は510万円。その結果、予算総額21億3,755万6,000円。

資本的収入。老朽管更新事業に伴う国庫補助金として追加補正されました。補正額287万9,000円。その結果、予算総額5億8,774万4,000円。

以上、付議された議案第13号について審議の結果、全員賛成で承認・可決されました。報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いをいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

平成19年第1回海部地区環境事務組合議会定例会が2月19日、新開センターで行われました。

付議された議案は8議案であり、第1号議案につきましては、平成18年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第3号）で、補正額2億1,357万3,000円を減額し、予算総額42億7,441万5,000円となりました。この議案につきましては、全員賛成で可決されました。

第2号議案は、海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の制定についてで、全員賛成で可決されました。今回の改定により、現在100とした場合に、給与は90%ぐらいになるという報告でありました。なお、労働組合との関係では、一つの組合とは合意できておりますが、もう一つの組合とはまだ合意されていないという状況であります。

第3号議案：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の制定についてであります  
が、全員賛成で可決されました。

第4号議案：海部地区環境事務組合職員等の旅費に関する条例の制定についてであります  
が、全員賛成で可決されました。

第5号議案：海部地区環境事務組合出頭人等の実費弁償に関する条例の制定についてであり  
ますが、全員賛成で可決されました。

第6号議案：海部地区環境事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部改正についてであります。が、全員賛成で可決されました。

第7号議案：海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい  
てであります。が、これも全員賛成で可決されました。

第8号議案：平成19年度海部地区環境事務組合一般会計予算についてであります。が、予算総  
額は44億 5,511万 5,000円で、全員賛成で可決されました。なお、愛西市の負担金につきまし  
ては8億 1,200万 9,000円であります。

諸般の報告についてであります。が、お手元にコピーの資料を用意いたしましたので、ごらん  
ください。

なお、最後に、欠員になっておりました管理者につきまして、弥富市の服部彰文市長を選出  
し、残任期間の管理者としてお願いすることになりました。報告は以上であります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の後藤和巳議員、お願いをいたします。

#### ○15番（後藤和巳君）

海部地区休日診療所組合の報告をさせていただきます。

平成19年第1回定例会を平成19年2月20日火曜日、場所は海部地区休日診療所において行わ  
れました。

付議事件としまして、議案第1号：平成18年度海部地区休日診療所組合一般会計補正予算  
（第2号）について。補正額6万 7,000円、補正後の予算総額1億 9,776万 7,000円。

議案第2号：平成19年度海部地区休日診療所組合一般会計予算について。予算総額1億 950  
万円。

議案第3号：海部地区休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第  
4号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議  
案第5号：海部地区休日診療所組合議員の給与に関する条例の一部改正について、議案第6  
号：愛知県市町村職員退職手当組規約の変更について、以上、議案第1号から第6号まで審  
議の結果、全員賛成で可決されました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の八木一議員、お願いをいたします。

#### ○12番（八木 一君）

それでは、海部地区水防事務組合の報告をいたします。

平成19年2月21日水曜日、弥富市総合福祉センターにおきまして平成19年第1回定例会が開催をされました。

付議事件といたしまして、議案第1号：愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、全員賛成で可決をされました。

議案第2号：平成19年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出予算について。予算総額2,644万3,000円になり、全員賛成で可決をされました。以上で報告を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、議長より報告をさせていただきます。

監査委員より、平成18年11月から平成19年1月までに關する出納検査についての検査報告がございました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出をされました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、陳情書が2件提出されておりましたが、今回は写しの配付のみとさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第4・市長の招集あいさつ並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いをいたします。

**○市長（八木忠男君）**

おはようございます。冒頭のごあいさつをさせていただきます。

本日、平成19年3月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末、何かと御多用にもかかわらず御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本年最初の定例会に当たりますことと、私の市長任期も後半へ入る平成19年度に向けて、所信の一端を申し述べ、議会並びに市民の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げたいと存じます。その後で、今議会に提案いたしております諸議案につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、国の平成18年度年次経済財政報告によりますと、企業の雇用・設備・債務の三つの過剰が解消され、企業収益の向上、さらには経済全体の生産性にも回復が見られ、景気の回復が持続し、その成果が家計にも波及する中で、安定的な雇用の増加や賃金の緩やかな増加が見込まれるなど、明るい動きが見られる反面、ニート、フリーターなど若年層の雇用が重要な政策課題の一つであるとされております。

また、今通常国会の総理大臣施政方針演説で、国の財政は引き続き極めて厳しい状況であり、歳出削減を一段と進め、財政のむだをなくすとの基本方針に変化はなく、経済成長を維持

しながら、歳出・歳入一体改革に取り組むと述べるとともに、国や地方のむだや非効率を徹底して是正していくこととしており、地方の行財政改革が一層求められると考えております。

一方、愛知県の新年度予算編成姿勢を見ますと、この地域の経済動向は総じて拡大基調にあり、消費は底がたい動きが続き、生産活動も機械産業を中心に勢いを強め、雇用情勢についても、有効求人倍率は全国に比べ高水準となっておりますが、海外経済動向等の影響の注視を述べております。

県税収入は、好調な企業収益や国の税源移譲により増収が見込まれるものの、反面、所得譲与税が廃止されるなど、実質的な収入増は限られたものとなるとされております。県における税源移譲の増収と譲与税等の減収は、愛西市にも当てはまる歳入の状況となっているわけでございます。

さて、本市でございますが、合併をしたとはいえ、財政面の脆弱性は変わらず、より一層の事務事業の効率化を進めなければなりません。また、合併後に調整とされたものなど多くの問題が山積しており、皆様の御理解を得ながら克服すべく改革に引き続き取り組んでまいります。

昨年の行政改革大綱の策定に基づき、今月末には平成21年度までの第1期推進計画を定め、「集中改革プラン」と位置づけ、持続可能な安定的な行財政運営などを柱として行政運営を進めてまいります。

また、平成19年度は第一次の愛西市総合計画ができ上がる年ではありますが、市のビジョンの推進は、市民のニーズにこたえるべく、おくれることなく進めてまいり所存であります。

そこで、本市の平成19年度予算編成方針としては、財政力指数は県内下位に位置しており、財政力向上のための歳入増加は長期的展望をもって取り組む必要があります、このため企業誘致を進める体制を整えてまいります。また、歳出については抑制が求められますので、合併によるスケールメリットが早期に実現する体制整備の必要性があります。このような中で、事務事業全般について徹底した見直し、合理化を図り、限られた財源をより有効に活用した行財政運営に努めることとし、徹底したコスト意識を持って、真に必要な行政サービスの提供を図るため、歳出予算枠配分を行い、経費削減を行う考えのもとに予算の編成を行いました。

新年度の一般会計と特別会計及び水道事業会計の予算総額は 377億 1,845万 3,000円で、前年比 2.6%の減となっております。

一般会計を主にその概要を御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出総額は 188億 9,000万円で、歳出予算枠配分を行い、徹底したコスト意識を持って予算の編成を実施いたしました結果、公債費を除く大部分の歳出において減じた予算となり、前年比 6.0%の減といった予算規模となっております。

にぎわいと活力のあふれるまちをつくる施策として、勝幡駅前広場整備事業のため、基本設計委託料、土地購入費、物件補償費を計上しております。

機能的かつ合理的な都市環境を形成するため、懸案でありました市内巡回バス運行で、立田・八開地区を新たに加え、運行の空白地区の解消を行うことといたしました。



また、本市における土地利用の将来像及びまちづくりの方針のための都市計画マスタープラン策定の委託料を計上しております。

安全・安心して生活できるまちを目指し、警察OBの方を地域安全相談員として雇用し、防犯活動等の充実を図ってまいります。

児童福祉施策として、児童館未整備学区に児童館整備のための用地確保のため、3ヵ所分の土地購入費を計上いたしました。今後、建設のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

新年度より、3ヵ所の子育て支援センターを指定管理者として民間委託を行ってまいります。民間の運営方法により、より高いサービスの実施がされますことを願っておりますし、市としても十分な連携をとり、サービスの充実を図ってまいります。

快適で美しい生活環境づくりに向けて、議会でも特別委員会を設けて取り組んでいただいておりますが、斎場の候補地選定もめどがついてきた中で、斎場建設基本計画を策定すべく委託料を計上しております。また、新たに始まる農地・水・環境保全向上活動支援事業については、地域ぐるみでの農地の環境保全活動に対して、行政も積極的に支援をしながら、「人と緑が織りなす環境文化都市」づくりを推進してまいります。

教育関係におきましては、平成22年度までの耐震補強計画により、今年度も3小学校、2中学校の工事を行い、立田体育館の耐震補強工事は、アスベスト除去工事とともに実施をするため予算を計上しております。

新たに、放課後子ども教室を開設し、放課後の子供の居場所づくりと地域との交流活動を進めてまいります。

持続可能で安定した行財政運営を行うため、行政改革推進のための行政評価システム導入、情報発信の基盤となる市のホームページの充実、総合計画の策定のための予算を計上させていただきました。

国民健康保険特別会計事業勘定におきましては、国保財政健全化のため、収納率向上方策として徴収嘱託職員の雇用を行い、滞納者への早期対応を図ってまいります。

なお、予算の詳細につきましては、概要書にまとめさせていただきましたものをお手元に示させていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、条例制定の改正を11議案お願いしておりますが、このうち主なものについて述べさせていただきます。

公共下水道事業基金条例の制定につきましては、今後の事業予算の均衡を保つため、基金を設けて備えるものであります。

税条例の一部改正につきましては、納期前納付の報奨金の交付率及び限度額を、平成20年度分より現行の60%の交付に改めるものであります。

水道事業給水条例の一部改正につきましては、佐織地区給水事業料金を平均18%の増額改正をお願いものでございます。

市道路線の認定については、2路線をお願いし、字の区域の変更につきましても、平和町城

之内を勝幡町墨田へ編入することを願うもので、愛知県市町村職員退職手当組合ほか4組合の規約変更の議案は、地方自治法の改正等により願うものでございます。

また、平成18年度一般会計・特別会計補正予算7議案をお願いしておりますが、一般会計補正予算では、歳出全般の事業費精査による減額と、国庫補助金の追加交付決定に基づき、繰越明許を伴います補正の計上となっております。また、その他の各特別会計補正予算につきましては、事業実績見込みによります補正計上となっております。

議案第14号：愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第18号までの一部事務組合規約の変更につきましては、いずれも愛知県知事の許可手続のために本日御審議がいただきたいと、願いを申し上げます。

そして、人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、委員の任期が平成19年6月30日で満了いたしますので、再任につきまして諮問をお願いするものでありますが、本件につきましても法務大臣への事務手続が必要でありますので、大変恐縮であります。本日御審議の上、お認めを賜りたく、重ねて願いを申し上げます。

以上、本議会に、条例制定・改正、平成19年度予算、平成18年度補正予算など33議案と諮問1件の合計34議案をお願い申し上げます。御提案を申し上げます議案につきましては、それぞれ担当部長より詳細説明をさせていただきますので、各議案とも十分御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつといたします。どうぞよろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第1号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市公共下水道事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、御提案になりました議案第1号：愛西市公共下水道事業基金条例の制定について、朗読等をもって説明とさせていただきますので、よろしく願います。

愛西市公共下水道事業基金条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、愛西市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、公共下水道事業を効率的かつ円滑に行うために基金を設置する条例を制定する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第1号：愛西市公共下水道事業基金条例、主なところを朗読をもって説明させていただきます。

第1条では、設置を決めておまして、公共下水道事業（以下「事業」という。）を効率的かつ円滑に行うため、愛西市公共下水道事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条では、積み立てを決めておまして、基金として積み立てる金額は、愛西市公共下水

道事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

第3条では、管理関係でございまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めております。

2項として、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるということでございます。

それから第4条で、運用益金の処理。これは利息等でございますが、第4条、基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条では、繰替運用。市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるというふうに定めております。

第6条で、処分。基金は、公共下水道事業の整備を図るため、事業の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

第7条で、委任として、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則として、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第2号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第2号をお願いいたします。

愛西市職員の定年等に関する条例の一部改正について、提案及び内容の御説明をさせていただきます。

愛西市職員の定年等に関する条例（平成17年愛西市条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるとものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、国家公務員法の規定により医療業務に従事する医師の定年を延長するため、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

愛西市条例第2号：愛西市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、議案第2号資料、改正新旧対照表で御説明をさせていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。

左側の方をお願いいたします。改正後でございますが、全般の職員も含めての定年とあわせておりますので、お願いいたします。定年として、第3条、職員の定年は年齢60歳とするに加

えて、「ただし、診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65歳とする」を加えるものでございます。これにつきましては、国家公務員法第81条の2第2項第1号で、医師の定年は65歳とするという定めがございます。また、地方公務員法の第28条の規定の中で、国の職員の定年を基準として条例で定めるということになっております。そのため、お願いをするものでございます。

条例の本文にお戻りをいただきたいと思います。

附則として、この条例は平成19年4月1日から施行をするというものでございますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第7・議案第3号（提案説明）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第3号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○総務部長（中野正三君）

議案第3号をお願いいたします。

愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案及び内容の御説明をさせていただきます。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45条）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、国家公務員の給与改正がなされたのに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第3号：愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、議案資料第3号の新旧対照表をお願いを申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

管理職手当でございますが、改正前、現行でございますが、「職員の受ける給料月額100分の25を超えない範囲で市長が規則で定める支給割合を乗じて得た額」としてありますが、これを「その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める」とするものでございます。これは民間企業の役付手当が定額で支払われているという実態を踏まえ、改正されるものでございます。定率から定額へ移行するためお願いをしております。市長が規則で定める月額は、国が求めた月額、号給、号俸の月額に、本市の現行の規則で定めます支給割合を乗じた規則で定める案を現在持っております。各職の月額としましては、今後、部長としては7万9,700円、次長としては6万6,500円、そして6級の課長につきましては6万2,300円、5級の課長につきましては5万9,500円、診療所長としましては13万7,700円で、支給状況としましては、この4月1日の人数が79人でござ

いますが、月額総額、管理職手当の総額 517万 1,505円でございますが、総減額でございますが、4万 7,005円というような形で、総額との差は 0.9%の減となるものでございます。

そして、次に扶養手当でございますが、第3項で、現行の扶養手当におきましては、「2人までが 6,000円、3人目から 5,000円」となっておりますが、これを扶養手当「すべて 6,000円」とするものでございます。

次に、附則ですが、管理職手当を定率から定額に改めることによります改正でございますので、よろしくお願いをいたします。

本文にお戻りをいただきたいと思えます。

本文の附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第4号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第4号：愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正につきましてでございますが、提案及び内容の説明を申し上げます。

愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例（平成17年愛西市条例第47号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定により、派遣された職員への災害派遣手当を定めるため、改正をお願いするものでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第4号：愛西市災害応急対策及び災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも資料第4号の新旧対照表をお願いを申し上げます。

資料の方をごらんください。

今回、愛西市国民保護計画を策定するに当たりまして、愛西市に滞在する派遣職員に対応するため、改正をお願い申し上げます。題名を、「愛西市災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例」に改めをお願いするものでございます。

趣旨、第1条に、2行目からでございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、下段から3行目のところでございますが、「武力攻撃災害

等派遣手当」を加えるものでございます。

第2条、第3条の「災害派遣手当」を、「災害派遣手当等」に条例を改めるものでございます。

条例の本文にお戻りをいただきたいと思います。

附則として、この条例は公布の日から施行をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第5号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

議案第5号をお願いいたします。

愛西市税条例の一部改正について、提案及び内容の御説明を申し上げます。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、納期前納付の報奨金の交付率及び限度額の見直しに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第5号：愛西市税条例の一部を改正する条例でございますが、内容につきまして、議案第5号資料、新旧対照表でお願いを申し上げたいと思います。

新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

左側の改正後のところでございますが、個人の市民税の納期前の納付、第42条第2項の改正でございますが、中段にあります納期前に納付した税額の「100分の0.5」を「100分の0.3」に改めるものでございます。下から2行目でございますが、報奨金の上限を「5万円」から「3万円」に改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

固定資産税の納期前の納付、第70条でございますが、ここの第2項につきましても、個人市民税と同様に改めをさせていただくものでございます。

条例の本分にお戻りをいただきたいと思います。存じます。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

日程第10・議案第6号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議案第6号をお願いします。

議案第6号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由、この案を提出するのは、ちびっ子広場を移設することに伴い、改正する必要があるからである。

1枚お願いいたします。

愛西市条例第6号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部を次のように改正するということがございます。

資料としてついております新旧対照表をお願いいたします。

中身につきましては、西保町地内の西保下平南ちびっ子広場について、用地の返還に伴って隣接地に新しく設置いたしましたので、その地番を変更するためのものがございます。改正前の「愛西市西保町南川原 153番地5」を「愛西市西保町南川原 152番地1」に改正するということがございます。

本文に戻っていただきたいと思えます。

附則といたしまして、附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・議案第7号（提案説明）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第11・議案第7号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議案第7号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第97号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由、この案を提出するのは、子育て支援センターを新設することに伴い、改正する必要があるからである。

1枚めくっていただきたいと思えます。

この条例の関係ですが、愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するということがございます。

議案第7号の資料をお願いいたします。

条例の一部改正につきましては、八開地区に建設しておりました（仮称）八開児童クラブ施設の名称を「開治子育て支援センター」とし、同条例の別表に加えるものでございます。

改正後ということで、開治子育て支援センター、愛西市下東川町河原29番地でございます。

戻っていただきまして、附則、この条例は平成19年4月1日から施行するというところでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第8号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第8号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、議案第8号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について。

愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由、この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

それでは、説明資料の方をお開きいただきたいと思います。

第2条、受給資格者でございます。改正前、「盲学校、聾学校及び養護学校」とありましたものを、「特別支援学校」に改めるものでございます。

施行期日でございますが、1枚戻っていただきまして、附則でございます。平成19年4月1日から施行したいものでございます。

なお、この特別支援学校に通学されている方は、市内で42名の方がいるわけですが、この条例に該当する方はございませんので、よろしくお願いをしたいと存じます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第9号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第9号：愛西市公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（篠田義房君）

議案第9号：愛西市公共物管理条例の一部改正について。

愛西市公共物管理条例（平成17年愛西市条例第130号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、道路法施行令の一部が改正されたことに



に伴い、改正する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、2枚はねて、資料の方へお目を通していただきたいと思ひます。

まずこの議案第9号：愛西市公共物管理条例の一部改正は、この後、御説明申し上げます議案第10号：愛西市道路占用料条例の一部改正と同じく、道路法施行令の一部が改正されたことに関連しまして、別表、電線類を設置する場合の項中「地下電線その他地下に設ける線類」とありますものを「地下に設ける電線その他の線類」と字句を改めるものでございます。

資料から、愛西市公共物管理条例の一部を改正する条例本文の方へお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議案第10号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第10号：愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（篠田義房君）

議案第10号：愛西市道路占用料条例の一部改正について。

愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由としまして、この案を提出するのは、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、2枚はねていただき、資料の方をごらんください。

第1条中「第73条第2項」とありますものを、「第73条第2項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に改めるといふものでございます。ここで言う法第73条第2項では、管理者は、条例で定めて手数料及び延滞金を徴収することができると思ひます。

第91条第2項では、道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間において、道路管理者が当該区域において土地に関する権限を取得した後において、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるものを言っておりますが、簡単に一言で申し上げますと、道路予定区域内において準用する場合を含むというふうにご理解をいただきたいと思ひます。

次に、第2条と第3条の方へお目をお願い申し上げます。

第2条及び第3条中「法第32条第1項若しくは第3項」とありますものを「法第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に改めま

して、また「法第35条」とありますものを「法第35条（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に改めるというものでございます。

法第32条第1項では、工作物物件又は施設を設けて継続して道路を使用する場合、許可を受けなければならない。また、第3項では、第1項の許可を受けたものが事項を変更する場合、あらかじめ許可を受けなければならないということを述べております。

また、法第35条では、国の行う事業のための道路占用の特例について述べております。

第4条の方へお目を通していただきたいと思っております。

第4条第1号中「法第35条」とありますものを、「法第35条（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に改めまして、「第9条」とありますものを「第18条」に改めるというものでございます。

この施行令の第19条では、占用料を徴収しない国の事業について述べております。それで、第19条を第18条としましたのは、道路法施行令の一部を改正する政令の中で、条文の繰り上げ改正がされておりますので、こういった改正をさせていただきました。

第5条の方へお目を通していただきたいと思っております。

第5条中「法第71条第2項」とありますものを、「法第71条第2項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に改めまして、また「道路占用」とありますものを、「道路又は道路予定区域内の占用」に改めるというものでございます。

法第71条第2項では、道路工事のためやむを得ない、また道路の構造又は交通に著しい支障を生じた場合、また公益上やむを得ない場合、この法律に基づく許可または承認を受けたものに対して処分をし、または措置を命ずることができるという内容を言っております。

第6条の方へお目を通していただきたいと思っております。

第6条第1項中「法第73条第2項」とありますものを、「法第73条第2項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）」に改めるというものでございます。

別表の方をごらんいただきたいと思っております。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける線類」とありますものを、「地下に設ける電線その他の線類」と字句を改めます。そして、同表の中で「令第7条第8号に掲げる器具、占用面積1平方メートル1年につき、Aに0.018を乗じて得た額」の1項を加えるというものでございます。

この道路法施行令第7条第8号に掲げる器具とは、道路の区域内の地面に設ける自転車、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車等の二輪のものを駐車させるために必要な車輪止め装置、その他の器具をこの条文の中で言っております。なお、これについて、現在、当愛西市には該当物件はございません。

そして、別表備考中第5号の次に(6)といたしまして、「Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。」という1号を加えるというものでございます。

申しわけございませんが、資料から愛西市道路占用条例の一部を改正する条例本文にお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第11号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第11号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第11号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について。

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第 141号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、愛西市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、使用料金改正のため必要があるからでございます。

なお、内容につきましては、資料一部改正、新旧対照表に基づいて説明させていただきますので、そちらの方をごらん賜りたいと思います。

左側の方が改正後ということで、別表（第30条）関係でございまして、2の給水使用料、1ヵ月につきということで、旧佐織料金表についてでございます。

まず用途及び種別でございますが、一般用（官公署、その他団体施設用、学校を含む）ということで、以前はこれが分かれておったものを一本化させていただくというものでございます。

それから基本料金の方で、水量、10立方メートルまでを 1,100円というふうに値上げをさせていただくと。以前は 903円でございます。

それから超過料金の方でございますが、11立米から20立米まで 105円を 125円に。それから次に、21立米以上30立米以下の超過については 126円を 150円に。それから31立米以上40立米以下は 136円50銭が 160円に。次に右の方で、1立米当たり、41立米以上75立米以下ということで、これを 183円75銭であったものを、この表については料金を縮小させていただいておりますので変わっておりまして 210円と。それから次に、1立米、76立米以上ということで、今まで76立米以上と 101立米以上に分かれておったものを、一本化で 240円というふうで料金を改正させていただくというものでございます。

それから、はねていただいて、下の方で共用栓等については何ら変えてございません。

本文の方に戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日、この条例は平成19年9月1日から施行する。

それからはねていただきますと、納期限に関する経過措置といたしまして、2項として、第37条第1項の表において、使用月が8月・9月分で納期限が10月末日とあるのを、平成19年8月分については9月末日を納期限とし、9月分についてはなお従前の例によるということで、

ここで、本来なら2ヵ月ごとにいくやつを調整させていただくというものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第12号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第12号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（篠田義房君）

議案第12号：市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚はねてください。

佐織地区で2本お願いをいたしております。

まず1本目、SH 268、勝幡 268号線でございます。この市道路線については、12月議会に市道路線の認定について議案をお願いしながら、この3月議会でもお願いしてございますが、本年1月19日の愛西市都市計画審議会において津島海部西部都市計画道路等の変更について御承認をいただきまして、その後、同意のための協議申請等の手続を踏み、2月13日に都市計画決定の告示をいたしました。今後、この道路としての整備をしていきますので、道路のない部分については、この事業を進めるに当たりまして市道の認定をしていかなければ、この4月より勝幡駅前広場整備事業として用地買収等に支障を来すためお願いをいたしておるものでございます。ここで幅員が最大59.0メートルとなっておりますが、これは駅前がロータリーとなります関係で、そのロータリーすべてが道路となるためでございます。

2本目のNY 234、西川端 234号線です。先ほどお願いしました件が主でございますが、昨年末に大野山駐在員より市道認定の要望が出され、複数世帯の生活用道路となっていることから、今回のこの市道認定にあわせてお願いをいたしました。この西川端 234号線の底地の名義は佐織土地改良区となっております。市道路線認定について、同改良区ともう既に協議をいたしております。

なお、今回この議案を御承認いただきますれば、市道路線の認定は3,423路線、延長は98万863メートルほどとなります。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第13号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第13号：字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第13号：字の区域の変更について、提案及び内容の御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定に基づき、平成19年 4 月 1 日から本市の字の区域を別紙のとおり変更する。本日提出、市長名でございます。

提案理由ですが、この案を提出するのは、字の区域を変更するため必要があるからでございます。

1 枚おめくりいただきたいと思えます。

別紙として、字の区域の変更調書となっております。勝幡町墨田に編入するところとして、平和町城之内51番の 1 から51番の18の 6 筆をお願いしているものでございます。

議案第13号資料をごらんいただきたいと思えます。

1 ページのところには、佐織地区の勝幡のところの当該の土地の位置図の所在が書いてございます。

1 枚おめくりをいただきたいと思えます。

網かけの部分 6 筆が今回お願いをするところでございますが、網かけの51の 8 に居住する方がのみが愛西市平和町城之内という形でしか住所の登録ができないということで、お困りがあり、近隣関係者 2 名の同意の上、お申し出がありましたので御提案をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

これで10分間休憩をとります。

再開は11時15分からとさせていただきます。お願いいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第19号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

日程第18・議案第19号：平成18年度愛西市一般会計補正予算につきましてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第19号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明を申し上げます。

平成18年度愛西市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 5,821万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 208億 5,795万 1,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の関係でございますが、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。本日提出、市長名でございます。

5ページをお開きください。

まず最初に、繰越明許の関係につきまして御説明を申し上げます。

第2表 繰越明許費の関係でございますが、それぞれ4件の事業についてお願いをするものでございます。いずれの事業につきましても、年度内に事業の完了が困難と見込まれますことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第3表 地方債の補正の関係でございます。2件の事業につきまして、それぞれ追加、変更の補正をお願いしております。これは、後ほど御説明を申し上げます国庫補助金、いわゆる合併補助金の交付に伴いまして、限度額の設定、変更をそれぞれお願いするものでございます。

それでは、続きまして歳入の方から御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。主なものを御説明申し上げます。

第13款国庫支出金の関係でございますけれども、7,642万1,000円の追加をこのたびお願いしております。

続きまして、次ページの12ページをお開きください。

こちらの方では、款14の県支出金の関係でございますが、6,783万1,000円の減額をお願いしております。それで、補正の内容につきましては、それぞれ歳出における各事業費の確定等に伴いまして、それぞれ関連する予算を追加、あるいは減額という形で補正計上をさせていただいております。

目6の総務費国庫補助金の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたように、合併補助金の追加交付によるものでございます。このたび2億5,400万円、これは補助率100%の補助金でございますが、これがこのたびの国の補正予算におきまして、市町村合併推進体制補助金の増額補正がございまして、それに伴いまして今回追加をお願いするものでございますけれども、この充当につきましては、18年度実施をしております事業で本庁舎の発電機等整備事業、これに1,900万円、それから立田・八開地区の防災行政用無線整備事業に3,500万円、また先ほど繰越明許費で計上をしております、これは19年度に予定をしておりました消防車両、はしご車の購入に1億6,000万円、佐織地区の防災無線整備事業に4,000万円、それぞれ充当すべく補助金の交付の内示を受けております。それで、国からの交付決定につきましては、2月28日付で受けておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

款15の財産収入の関係でございますが、1,000万6,000円の追加をお願いしております。こ

これは各基金から発生いたしました利子分と株券の売却収入を計上しております。なお、みずほファイナンシャルグループ株につきましては、去る1月15日に1株当たり9万4,000円で全持ち株352株を売却いたしまして、売却総額から手数料を差し引いた額についてこのたび予算計上をさせていただいております。

続きまして、款16の寄付金でございますが、325万円の追加をお願いしております。これは愛西市内の市民の方々より採納していただきました一般寄附金について計上をさせていただいております。

続きまして、款17の繰入金の関係でございますが、4億7,964万9,000円の減額でございます。次のページをお開きください。これは事業費のそれぞれ確定に伴いまして、執行残額を整理いたしました結果、ふるさと事業推進基金繰入金、公共事業整備基金繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

款20の市債の関係でございますが、1,640万円の減額でございます。これは先ほど申し上げておりますように、合併補助金を財源として充当することに伴いまして、それぞれ地方債の借入額につきまして補正をお願いするものでございます。

以上が歳入の関係でございます。

続きまして、歳出の関係について御説明を申し上げます。

18、19ページをお開きください。

この歳出の関係につきましては、まず最初に総務部長より御説明を申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、18、19ページの第1款議会費でございますが、97万3,000円の減額をさせていただいております。旅費以下、交際費等、それぞれ各節の支出見込みが整いましたのでお願いをいたすものでございます。

次に、企画部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

続きまして、目7の電子計算費の関係でございますが、2,929万4,000円の減額をお願いしております。これは各項目、それぞれ事業費確定によります執行残について減額をお願いするものでございます。

続きまして、目9の企画費の関係におきまして959万7,000円の減額を今回お願いしております。節13の国際交流促進事業委託料については、事業完了に伴う執行残の減額です。

続いて、節15の工事請負費、ホテル育成環境整備工事690万円の減額をこのたびお願いいたしました。この関係につきましては、18年度当初予算審議におきましていろいろ御議論をいただきまして、また審議経過の中でいろんな御意見もちょうだいをいたしました。それで、今日に至るまでに場所の選定の問題もございましたが、市として多額の予算を投入することでもありまして、現時点で蛍の自生路を人工的につくるのが、果たして愛西市のまちづくりにとってどうか。今十分な議論が行われないうまま、この事業を進めることは適当でないと判断をいた

しまして、工事費の減額をお願いいたしました。よろしく願いをいたします。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

目10の基金費の関係でございますが、これは各基金から発生した利息を積み立てるものでございます。

また、目12のふるさとづくり事業推進費 2,500万円の減額につきましては、各地区からの申請事業もほぼ確定をしておりますことから、執行残について減額をお願いするという内容でございます。

次は、総務部長より説明を申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、20ページ、21ページをお願いいたします。

2項徴税費、2目賦課費でございますが、1,145万2,000円の減額でございますが、各事業の支出見込みが整いましたのでお願いをするものでございます。

7項防災費、1目災害対策総務費で、防災行政無線整備工事関係費として4,563万2,000円を計上いたしました。この補正につきましては、歳入説明で企画部長が申し上げたことによりましてお願いをするものでございます。

御説明につきましては、本日、議案第19号資料として、防災無線（佐織地区移動系）整備工事の概要というものを別にお届けしてございますので、そちらの方で御説明を申し上げます。

工事費としましては、防災行政無線（佐織地区移動系）整備工事ということで4,473万7,000円。そして、その設計監理委託料として89万5,000円の合計4,563万2,000円をお願いするものでございます。工事内容としましては、デジタル防災行政無線移動系の半固定局を、立田地区の3カ所と佐織地区の14カ所の避難所及び消防署、本署、分署の2カ所の合計19カ所に設置をするものです。そして、車載系につきましては、佐織地区の車8台に取りつけをお願いするものでございます。設置場所の内訳につきましては、以下に示させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、8目総合支所費でございますが、785万円の減額をお願いしてございますが、各総合支所における年度末までの支出見込み額が整いましたのでお願いをするものでございます。

次に、福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、福祉部の御説明をさせていただきます。

ページ22ページ、23ページをお願いします。

3款民生費の19節でございます。社会福祉法人等による利用者負担額軽減等事業補助金54万6,000円。これにつきましては、該当する事業所が出てまいりましたので、事業者に対して補助をするものでございます。

これの歳入といたしまして、ページ10ページ、11ページ、13款1目で民生費国庫補助金として2分の1の27万3,000円を受けるものでございます。また、ページ12、13ページで14款の県支出金の方では、県補助金として4分の1の13万6,000円の歳入ということでございます。



続きまして、歳出の24、25ページをお願いします。

この19節の特別保育事業費等補助金 961万 1,000円でございます。これにつきましては、1歳児、乳児、障害児保育、地域子育て支援センター事業等で私立保育園で事業が実施され、実績に基づき補助を行うものでございます。

これに対します歳入といたしまして、ページ14、15ページの県支出金、3節の児童福祉費補助金、減額補正 412万 4,000円でございますが、歳入につきましては実績に基づいて減額補正を行わせていただくというものでございます。

続きまして、26、27ページをお願いします。

生活保護の関係の23節の関係でございます。生活保護費国県負担金交付金返還金ということで 728万 8,000円でございます。これにつきましては、平成17年度の額の確定により返還金が生じたものでございます。なお、福祉部の減額につきましては、年度末までの実績を見込みまして減額補正をお願いしているものもでございます。

続きまして、市民生活部長兼保健部長から御説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から24ページ、25ページ、前へ戻っていただきますが、大変恐縮でございます。上から2段目の欄、節13委託料でございますが、電算事務委託料 1,127万 7,000円。電算事務委託料でございます。その下でございますが、18の備品購入費、後期高齢者医療賦課収納システム等ということで 1,396万 5,000円の補正をお願いいたしております。これにつきましては、先ほど企画部長が説明をいたしましたように、繰越明許費となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、その下、28の繰出金でございます。老人保健特別会計繰出金 1億 7,966万円をお願いいたしております。後ほど老人保健特別会計補正予算でも御説明を申し上げますが、会計運営のためのお願いをいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次のページになりますが、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費でございます。6,300万円の減額をお願いいたしております。大きな要因として、個別予防接種では日本脳炎のワクチンの認可がされませんでした。したがって、日本脳炎の予防接種が実施できなかったということで減額をお願いいたしております。また、基本健康診査、がん検診につきましては、実績に伴い減額をお願いするものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、上下水道部長から御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、私の方から同様に、26、27ページの関係で、清掃費の2し尿処理費の関係を御説明させていただきます。

19の負担金、補助及び交付金ということで 477万 9,000円の減となっておりますが、これは合併処理浄化槽の平成18年度の数の確定に伴い減額をお願いするものでございます。

それから3の地域し尿処理施設維持管理費ということで、これは13委託料で25万 3,000円の増。これは維持管理組合の請負料について増額、基金への繰り入れが増となってまいりました。

ので、ここで支出として出させていただくというものでございます。以上でございます。

続いて、経済建設部長の方でお願いをいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の方も、補正予算書の26、27ページをごらんいただきたいと思います。

款6農林水産業費の目5農業土木費関係で工事請負費900万円の減額。それから節19の負担金、補助及び交付金で、土地改良施設整備事業補助金3,415万円の減額をお願いしてございます。前段で申し上げました関係は、市への単独土地改良事業費確定に伴う、また後段で述べました土地改良施設整備事業補助金についても、各改良区への単独土地改良事業費等の事業費の確定に伴っての減額でございます。

また、前段の市への単独土地改良事業費、歳出減額に関連しまして、予算書10ページ、11ページの歳入の方にお目を通していただきますと、その事業費確定に伴いまして、分担金及び負担金の中で土地改良事業分担金27万円の減額。それから14ページ、15ページの方では、県支出金として単独土地改良事業費補助金540万円の減額をお願いしてございます。

恐縮ですが、26、27ページの方へお戻りください。

目8の排水対策費の関係の1,240万円の減額。これも事業費の確定に伴うものの補正でございます。

1枚はねていただきまして、28、29ページをごらんください。

款8土木費の関係でございます。こちらの方は道路台帳整備の執行残。

それから項2道路橋梁費、目1の道路維持費についての委託料400万円の減。節15工事請負費の1,000万円の減額をお願いしてございますが、いずれも執行残によるものでございます。ただ、ここで申し添えをさせていただきますが、地域内側溝、地域内舗装等についての関係につきましましては、お認めをいただきました予算額、全額執行の予定でございます。

目3の橋梁新設費では工事請負費で3,000万円、目5交通安全対策費の工事請負費でも400万円の減額をお願いしてございますが、いずれも事業費の確定、また執行残による減額でございます。

項3都市計画費、目1都市計画総務費で1,025万円の減額。これも執行残による減額でございます。

また、都市計画関連の歳入につきまして、恐縮ですが、12ページ、13ページの方へお目を通していただきたいと思います。款13国庫支出金、項2国庫補助金の目3土木費補助金の中で、街路事業費補助金額の確定に伴いまして、こちらでは930万円の追加補正をお願いしております。よろしくをお願いいたします。

次は、消防長より御説明を申し上げます。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは、引き続き消防費について御説明をさせていただきます。

同じく28ページ、29ページをお開きいただきたいと思います。

1目の常備消防費、1節報酬につきましましては、消防研究会を今年の6月に立ち上げまして、

協議・検討がなされ、新しい愛西市の消防団の姿をまとめ、答申に至るまで開催日数の増加に伴うものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

2目の非常備消防費、8節の報償費につきましては、退職団員数の減によるもの。また、9節旅費につきましては、日ごろの防火活動等による災害発生件数の減少に伴う出動手当の減額でございます。

3目消防施設費でございます。18節備品購入費の中で、はしご車につきましては、現はしご車が昭和62年に整備をいたしまして、約20年の使用によりまして、車両または艀装部分の老朽化による安全性の低下、さらには排出ガス規制法により、本年11月以降の使用ができなくなるため、更新整備をお願いするものでございます。

なお、整備予定車両につきましては、市内の中高層建築物、また大型倉庫等の災害、高速道路上の災害、加えて愛西市の5年、10年、15年後の企業誘致、また都市計画等を見据え、30メートル級、先端屈折水路管を装備した車両を計画するものでございます。なお、財源といたしましては、先ほど企画部長の方から御説明がありましたように、合併補助金で1億6,000万円、また市債、消防車両等整備事業債1,700万円を予定しております。なお、今年度の事業執行完了まで見込まれておりませんので、繰越明許費として上げさせていただいております。

以上で消防費関係の御説明を終わらせていただきます。

引き続き、教育費につきまして、教育部長より御説明を申し上げます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、第10款教育費をお願いいたします。

2項の小学校費でございます。

目1の学校管理費でございますが、今回、工事請負費におきまして1億円の減額補正でございます。内容につきましては、18年度に耐震補強工事を実施させていただきました。佐屋小学校、北河田小学校、勝幡小学校の事業を行った額の確定によるものでございます。そして、アスベスト除去工事につきましても、市江小学校、佐屋西小学校、勝幡小学校、草平小学校を実施した事業結果でございます6,000万円の減額、合わせて1億円の減額補正でございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、40万円の補正をお願いいたします。20節の扶助費でございます40万円。準要保護の児童・生徒の就学援助費に対します補正をお願いいたします。これにつきましては、申請者の増加と申しますか、特に新1年生の方の人数が昨年を上回ったということによる補正になります。お願いをいたします。

次に、3項中学校費でございますが、同じく学校管理費におきまして3,300万円の減額補正でございます。こちらにつきましても、工事請負費といたしまして、それぞれ建物の耐震補強工事を佐屋中学校と立田中学校を行った事業の確定によりまして2,000万円の減額。そして、アスベスト除去工事も、永和中学校と佐織西中学校を実施いたしました結果、1,300万円の減額でございます。

次に、3目学校建設費で336万3,000円の減額補正でございます。この委託料につきまして

は、佐織中学校建設に伴います影響調査を行った結果の減額でございます。

次に、社会教育費でございます。3目図書館費におきまして、委託料として580万円の減額をお願いするものでございます。18年度、図書館の電算システム統合及びネットワーク化事業の事業の確定によります減額でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

こちらの方、2目の体育館運営費でございますが、工事請負費といたしまして900万円の減額でございます。立田体育館の柔剣道場のアスベスト除去工事を行った事業の確定によるものでございます。

次に、プール運営費でございますが、こちらは補助の確定による財源の組み替えでございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園費の教育振興費といたしまして1,500万円の減額補正でございます。昨年より申請の実績に基づいて予算を組んだわけでございますが、該当者が減少したことによるものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第19・議案第20号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に移ります。

日程第19・議案第20号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、内容の説明を申し上げます。

議案第20号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度愛西市の土地取得特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,017万1,000円とする。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

まず歳入の関係でございますが、第1款財産収入の関係におきまして8万5,000円の追加をお願いしております。内容につきましては、東邦ガスへ貸し付けておりました用地を払い下げたことによる土地貸付収入の減額と、それから基金から生じた利息分の追加をお願いしております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

これは歳出の関係でございますが、第1款土地開発基金費におきまして補正額8万5,000円

の追加。内容につきましては、基金への積立金でございます。

以上で補正の内容について説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第21号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・議案第21号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、議案第21号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度愛西市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,956万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億20万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,911万1,000円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。本日提出、市長名でございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款2の国庫支出金でございます。

項2 国庫補助金 300万円の補正をお願いいたしております。後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金でございます。後期高齢者医療制度創設準備事業補助金となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

款6 財産収入でございます。29万4,000円の補正をお願いいたしております。支払い準備基金より生ずる利息でございます。

款7 繰入金でございます。項1 他会計繰入金 265万円の補正。一般会計より実績を精査いたしましてお願ひするものでございます。

款8 繰越金 7億2,362万3,000円の補正をお願いいたしております。前年度繰越金に合わせまして補正をお願いいたしております。

続きまして、2ページでございます。

歳出でございますが、款1 総務費 1,075万2,000円の補正をお願いいたしております。電算業務委託料でございます。国民健康保険のシステム改修でございます。これが次のページ、第2表の繰越明許費となっておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

前に戻っていただきまして、款2の保険給付費 3億1,852万1,000円の補正をお願いいたし

ております。2月1日の新聞にも載りましたが、インフルエンザ注意報が出ております。年度末を迎え、補正をお願いするものでございます。

款7基金積立金2億5,029万4,000円の補正をお願いいたしております。29万4,000円が基金から生ずる利息、2億5,000万円が繰越金で対応をいたしております。

次に、中ほどにございますが、直営診療施設勘定でございます。

歳入、款3の財産収入27万9,000円の補正をお願いいたしております。基金から発生する利息分でございます。

歳出につきましては、款4の基金費で27万9,000円の補正をお願いし、基金に積み立てるためのものでございます。よろしく御審議が賜りたいと存じます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第21・議案第22号（提案説明）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・議案第22号：平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、失礼をいたします。

議案第22号：平成18年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度愛西市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,849万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

この会計につきましては、法で定められております負担割合で運営をされておる会計でございますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

まず歳出から御説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお開きいただきたいと存じます。

款1総務費でございます。6万3,000円の補正をお願いいたしております。医療事務の委託料でございます。

次に、款2医療諸費でございますが、財源振りかえを行っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは歳入、前のページに戻っていただきまして、7ページ、8ページでございます。

款1支払基金交付金1億953万6,000円の減、款2国庫支出金6,837万3,000円の減、款3県支出金168万8,000円の減、それぞれお願いをいたしております。これにつきましては、定められた負担割合で翌年度精算されますので、よろしく願いをしたいと思っております。よろしく御審

議いただきたいと思ひます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第23号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第23号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明をお願いします。

○福祉部長（水谷 正君）

議案第23号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成18年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,643万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,067万4,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,608万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,064万6,000円とする。

2 保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。本日提出、市長名。

それでは、御説明させていただきます。

歳出でございます。13ページから16ページをお願いいたします。

1款総務費の13の委託料でございます。こちらにつきましては、医療保険制度改正に伴うシステム改修として286万1,000円をお願いしております。続きまして、19節でございます。こちらにつきましては、制度改正に伴う地域介護・福祉空間推進補助金として159万6,000円の補正をお願いしております。

続きまして、2款保険給付費の関係でございます。こちらにつきましては、給付実績見込みに基づき、保険給付費として2億5,000万円、予防給付費で2億5,000万円の減額補正をお願いしております。組み替えさせていただくということでございます。

5款の基金積立金、1項1目の介護給付費準備基金積立金として6,808万7,000円の補正をお願いしております。

歳入といたしまして、7ページから12ページでございます。

4款の国庫支出金の2項5目の国庫交付金159万6,000円は、先ほど歳出で出てまいりました地域介護・福祉空間推進補助金の分でございます。あとにつきましては、年度末までの実績を見込みまして減額補正ということでお願いしております。

また、サービス事業勘定につきましても、年度末までの実績を見込みまして減額補正をお願いしております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第24号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第24号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第24号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）。

平成18年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,871万 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億 6,541万 3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは歳出の方で、12、13ページの方をごらん賜りたいと思います。

歳出の関係でございますが、これはそれぞれ額の確定に伴って減額の補正をお願いするものでございまして、大きなところといたしましては、農業集落排水事業の工事請負費ということで 3,000万円の減額。これは処理場の建設工事の額が決まっていたので減額させていただくものでございます。それから22の補償、補填及び賠償金、これにつきましても工事等がほぼ終わってまいりましたので、ここで 1,503万円の減額をお願いするものでございます。

それから施設管理費の方では、やはり委託料として 411万 2,000円の減でございますが、これは管理組合維持管理請負料、佐屋、並びに立田地区の関係の額が決まっていたので、ここで減額をお願いすると。

それから、次に2目のコミュニティ・プラント事業費の方の施設管理費の委託料ということで、これも額が決まっていたので、これは佐屋地区の永和台でございますが 283万 2,000円の減額をお願いするものでございます。

それから、はねていただきますと、14、15ページの方で基金積立金ということで、農業集落排水事業等積立金ということで 2,687万 7,000円。これは要するに使用料等の関係で積み立てを、4地区分をお願いするものでございます。

それから戻っていただきまして、歳入の方の主だった、8、9ページの方をお願いしたいわけでございますが、まず1款の分担金及び負担金、1の農業集落排水事業等分担金ということで 283万 4,000円。これは加入分担金ということで、立田、並びに八開の中途加入者の分担金ということでございます。それから維持管理分担金、この維持管理分担金は立田地区、並びに八開地区の分で、それぞれ補正をお願いするものでございます。

それから、あとは使用料等についても数字がほぼ固まっていたので、ここで減額の



1,255万3,000円を減させていただきます。

それから、先ほど歳出でもございましたように、事業の数字が下がってまいりましたので、県補助金等についても1,917万円の減額。これは立田分でございます。以上でございます。簡単でございますが、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第24・議案第25号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・議案第25号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第25号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,202万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,594万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは、はねていただきまして、歳出の方の10、11ページの方をごらんいただきたいと思っております。

歳出でございますが、公共下水道事業費ということで、15節の工事請負費1億1,000万円の減でございますが、これは管渠布設工事等の面整備の分が工事の執行残等によって額が決まっておりますので、減額をお願いするものでございます。

それから19の負担金、補助及び交付金ということで1,297万7,000円の増をお願いするわけでございますが、説明の方で、4の日光川下流域下水道事業負担金ということで1,697万4,000円。これは県の方から処理場等を改めて購入して、その額がふえてまいるということで、それに伴う愛西市分の持ち分の増額をお願いするものでございます。

それから、5の管渠布設に伴う鉄道工事負担金ということでございまして399万7,000円の減でございますが、これは佐織地区の勝幡の駅の東の街路、踏切の下を今回推進工事でやっておったわけですが、これを名鉄にお願いしておった分が、額の確定で減ってまいったということで減額をお願いするものでございます。

それから22の補償、補填及び賠償金で8,500万円の減。これは工事に伴いまして、当初水道移設等に見ておったのが、これだけ必要がなくなってきたということで減をさせていただきます。

それでは、歳入の方で8、9ページの方、こちらの方で工事の確定等に伴いまして、県補助金で下水道事業県補助金ということで489万9,000円増をお願いするものでございます。

それから、一般会計の繰り入れ等についても、以上、事業の確定に伴って減をさせていただくというものでございます。

それから市債ということで、流域下水道事業債ということで1,700万円、市債の方でお願いをするということになっております。

以上、簡単でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

ここでお昼の休憩をとらせていただきます。

再開は午後1時30分でございます。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

冒頭に企画部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○企画部長（石原 光君）

議長さんのお許しをいただきましたので、ここで発言の訂正とおわびを申し上げたいと思います。

実は先ほどの議案第19号：平成18年度一般会計補正予算の歳入の関係の説明の中で、実は財産収入の関係でございますが、みずほファイナンシャルグループの株券につきまして、全持ち株「352」という、私そういった説明をしましたが、**「3.52株」**の間違いでございますので、おわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

そのようにしていただきたいと思っております。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第26号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

それでは、日程第25・議案第26号：平成19年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第26号：平成19年度愛西市一般会計予算の内容について御説明申し上げます。

平成19年度愛西市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ188億9,000万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の関係でございます。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金でございますが、第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、市長名でございます。

それでは、各予算の主な内容につきまして、大変恐れ入りますけれども、お手元に配付をしております平成19年度当初予算の概要書をもとに、新規事業、増減額の大きなものを主に御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、概要書の2ページをお開きください。

まず最初に、市税の関係でございますが、この第1款市税の関係につきましては、まず最初に総務部長の方から概略について説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○総務部長(中野正三君)

それでは、概要書2ページの歳入、一般会計の歳入をお願い申し上げます。

第1款市税を説明させていただきます。

市税総額は73億8,029万1,000円で、前年度に比べ9億1,524万8,000円の増額で、14.2%の増となっております。増額となりました主なものは、市民税個人分の現年度課税分で、前年度より8億7,700万の増額となっております。34.4%の増でございます。増の要因といたしましては、所得税から個人住民税への税源移譲によります税率構造の改正と定率減税の廃止等によるものでございます。また、新たに入湯税を7月からお願いしておりますので、9ヵ月分189万円を計上させていただいております。

次に、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長(石原 光君)

それでは、第2款地方譲与税以降の歳入予算について、増減額の大きなものについて、主に私の方から御説明をさせていただきます。

まず第2款地方譲与税の関係でございますが、本年度予算額3億4,000万円、対前年度5億800万円の減となっております。これは税源移譲による所得譲与税の廃止が大きな要因となっております。

続きまして、第8款地方特例交付金の関係でございますが、本年度予算額7,700万円、対前年度1億3,300万円の減となっております。これは定率減税の廃止等によりまして、恒久減税に係る地方税収の補てん措置として制度化されておりました地方特例交付金の廃止が大きな要因となっております。

第9款地方交付税の関係でございます。本年度予算額37億1,000万円計上をしております。対前年度5億4,000万円の減となっております。この中の普通交付税の関係につきましては、国の平成19年度出口ベースの見込み、また過去の出口ベース等、実収入額との較差を勘案いたしまして計上をさせていただいております。

次に、款13国庫支出金の関係でございます。本年度予算額12億3,163万9,000円、対前年度1億1,490万3,000円の減となっております。この主な要因につきましては、各学校施設に係るアスベスト除去工事も、19年度実施予定の立田体育館を残しまして、18年度ではほぼ完了しております。それに関連する学校施設整備費補助金の減が主な要因となっております。

款14県支出金の関係でございますが、本年度予算額9億6,156万8,000円、対前年度と比較しまして2億6,734万5,000円の減となっております。これは合併特例交付金の減によるものでございます。

款17繰入金の関係でございますが、本年度予算額15億6,065万6,000円、対前年度6億2,266万8,000円の減であります。これは公共整備基金繰入金の減によるものが大きな要因でございます。

次に、款20の市債の関係でございますが、本年度予算額13億400万円を計上しております。合併特例債の借入れにつきましては、小・中学校の耐震補強事業を初めといたしまして、都市計画街路整備事業、あるいは勝幡駅前広場事業に係るまちづくり総合支援事業などに5億4,000万円を見込んでおります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。

概要書の16ページをお開きください。

ここからが議会費の関係でございますが、最初に総務部長の方から概要書に基づき説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは16ページ、歳出、第1款議会費をお願い申し上げます。中段でございますが、旅費で563万3,000円の計上をさせていただいております。前年より235万円の増額でございます。これは議会運営委員会、広報特別委員会、斎場特別委員会の行政視察旅費を新たに計上させていただいております。また、議長交際費につきましては70万円の計上でございますが、前年度より30万円を減額させていただいております。

17ページ、2款総務費、1項総務管理費でございます。2目の秘書費の交際費でございますが130万円でございます。これは前年度より20万円の減額となっております。

次に、3目文書広報費で、ホームページを全面的に改訂するため、導入及び保守委託料300

万円と、下段の借上料で 250万円をそれぞれ計上させていただきました。

一番下でございますが、1目一般管理費、賃金で地域安全相談員賃金 240万円を新たに計上させていただいております。これは防犯活動等の助言者として警察OBの方にお務めいただくもので、次の19ページの中段に書いてございますが、防犯用青色回転灯つき軽自動車の購入費 102万 9,000円をあわせてお願いをするものでございます。

18ページ中段の委託料をお願い申し上げます。巡回バス運行管理委託料で 4,219万 5,000円の計上でございますが、これはアンケート結果をもとにいたしました検討委員会の御意見を踏まえ、新たに立田・八開地区で7月より試行運転の2台分と、佐織地区におきましては衛生費より移行をさせていただいております。

次に、19ページの上段をお願いいたします。

市の木記念植樹工事で 224万 5,000円の計上ですが、マキを各公共施設へ植樹をするものでございます。

下段の6目財産管理費で、本庁舎便所改修工事で 682万 5,000円の計上でございますが、便器の半数を和式から洋式に改修をするものでございます。

21ページをお願いいたします。

21ページ、7項防災費、下段に市内54カ所の避難所標識の立てかえ工事、工事費453万6,000円を計上させていただいております。

次に、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、概要書の23ページをごらんいただきたいと思います。

目9の企画費の関係でございますが、委託料の関係でございます。いわゆる総合計画が19年度策定ということで、それに関連する予算を計上しております。計画書の印刷製本費といたしまして 460万円。また、計画書の策定等に係る経費といたしまして 579万 4,000円を計上しております。また、行政改革推進のための行政評価システム導入支援といたしまして 512万 4,000円を新規に計上いたしました。これは庁内の体制といいますか、仕組みづくり、いわゆるシステム導入のための支援を委託するという経費について計上をさせていただきました。

続きまして、市民憲章碑設置工事の関係でございます。200万円新規に計上をさせていただきました。設置場所につきましては、本庁舎を予定しておりまして、他の庁舎、あるいは各施設につきましてはパネルでの対応を考えております。

なお、ここでちょっと補足をさせていただきますけれども、実は18年度予算計上しております国際交流促進事業、いわゆるサクラメントの派遣事業の関係でございますが、合併後、17、18年度と2カ年続けてこの事業を実施したところでございますけれども、今、行革を進める一方の中で、この事業のあり方そのものを見直す必要があるのではないかと、いろいろ昨年来より議論をしまして、19年度予算には計上してございませんので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、24ページをお開きください。

目12ふるさとづくり事業推進助成金の関係でございますが、対前年度比 2,000万円のマイナスというふうに計上させていただいておりますが、これは過去2年間の実績額をベースに計上させていただいておりますので、その点、御理解がいただきたいと思っております。

続きまして、26ページをお開きください。

目7の電子計算費の関係でございますが、負担金、補助及び交付金の中身の内訳でございます。実は対前年度比 270万円ほど増額になっております。これは平成20年度から実施予定の後期高齢者広域連合等の業務開始に向けまして、新たな高速ネットワーク回線をすべての自治体に構築する必要があると。この整備に関する経費、初期費用、あるいは運営経費に係る負担金といたしまして、新総合行政ネットワーク運営費 309万 7,000円について新規に計上をさせていただきました。

以上が企画部所管の関係でございます。

続きまして、再度また総務部長の方から説明申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは26ページ、2項徴税費、2目賦課費でございます。電算関係委託料で5,245万3,000円の計上でございますが、この中に未評価家屋併用住宅用地の過年度課税作業委託料 1,096万2,000円が含まれておりますので、よろしく願いをいたします。次に、不動産鑑定業務委託料 1,371万 1,000円の計上ですが、増額分につきましては、平成21年度評価替えに向けて土地の鑑定評価をお願いするものでございます。

27ページ上段、3目徴税費でございますが、滞納管理システム委託料 387万 3,000円を計上させていただいております。滞納者の納入状況や交渉記録を個表からデータ化するものでございます。

次に28ページ、8目総合支所費をお願いいたします。

総合支所費でございますが、新たなものといたしましては、立田庁舎におきまして雨漏り補修工事 199万 5,000円を計上しております。そして、29ページ下段、佐織庁舎でございますが、2階大会議室空調機修繕工事でございますが、189万円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、福祉の関係の御説明をさせていただきます。

まず社会福祉課の関係の御説明をさせていただきます。

最初に、行政事務改善の事務事業の見直しということで、事業廃止2件の報告をさせていただきます。

1件目につきましては、身体障害者手帳交付申請診断書助成事業でございます。この事業は身体障害者のみの事業でございますが、精神障害者が含まれておりません。公平さに欠けていると思われまして、しかし、有効期限のある精神障害者手帳は更新の都度に助成する必要があり、拡大は適当ではないと思われまして、手帳の所持により手当の受給等に優遇されることもあ

り、廃止の結論ということでございます。

2件目は、在宅重度障害者（児）家庭介護者手当でございます。この事業は、重度障害児を家庭において常時介護している方に対して、手当、月額 4,000円を支給してまいりましたが、その家庭においては特別児童扶養手当、障害児福祉手当、市在宅障害者扶助料が支払われており、目的が重複しているという意見が多く、廃止の結論ということでございました。

それでは、社会福祉関係で新規事業、1件御説明をさせていただきます。

概要書の31ページをお願いいたします。

こちらでは、委託料で就労生活支援事業委託料 531万 3,000円でございます。この事業は、支援センターを開設し、障害者に対して日常生活上必要な訓練、指導を行い、生活の質的向上を図るほか、一般就労に必要な支援を行うことによりまして障害者の就労の促進を図ることを目的とした事業でございます。現在、場所は立田社会福祉会館、運営はNPO法人共生会という面も考えております。開設時間は、今の予定では午後1時から5時までということを考えております。

続きまして、高齢福祉課の関係でございます。こちらにも新規事業でございますが、概要書の38ページをお願いします。

こちらでは、地域から孤立した高齢者などの死亡が社会的問題となっている状況から、孤立死を防止する観点から取り組むもので、100万 2,000円の計上でございます。なお、負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということでございます。

それから、従来からの事業で変更事業ということでございますが、敬老金支給事業ということでございまして、概要書38ページをお願いします。従来、80歳から84歳に 5,000円、85歳以上に1万円を敬老金として支給しておりましたが、19年度から80歳 5,000円、85歳、90歳、95歳、100歳の節目該当者1万円、101歳以上2万円を支給に変更させていただきました。総額は719万円の計上ということでございます。

続きまして、児童福祉課の関係でございます。変わったところといたしまして、本年度の新規事業、また見直した事業でございます。昨年度まで実施しておりました市内の小学生全員に文房具等を配布する事業、これは子どもの日事業というものでございますが、これを本年度から廃止いたしました。

それから15節の工事請負費でございます。概要書の42ページをお願いします。こちらでは1,252万 7,000円の工事請負費では、大井町同所地内にちびっ子広場を新設整備するための工事費のほか、既設のちびっ子広場等に遊具や手洗い場などを設置する工事費を計上させていただいております。

続きまして、概要書の43ページをお願いします。

児童手当の制度改正により、平成19年4月から3歳未満児の児童手当費を一律に月額1万円とするための手当費を計上させていただきました。

続きまして、委託料でございます。概要書44ページをお願いいたします。

こちらは勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者制度による管理運営委託料 4,150万円、及

び平成19年4月から指定管理者によって管理運営をお願いする立田北部子育て支援センター及び立田南部子育て支援センター、開治子育て支援センターの管理運営委託料 4,431万9,000円を計上させていただきました。

続きまして、5目の児童館建設費ということで、概要書の45ページをお願いします。

こちらでは、児童館未整備地区に児童館を建設するための用地費のほか、事業認定等に係る諸経費を計上させていただきました。

申しわけございません。概要書の32ページをお願いいたします。

おおびと訂正ということでお願いいたします。

社会福祉総務費、32ページのところで事業名でございます。上から三つ目の「海部郡」心身障害児（者）となっております。御訂正をお願いいたします。「海部地区」ということで、よろしくをお願いいたします。なお、予算書の方にもこういった「海部郡」と書いてありますが、予算書は95ページでございます。「海部地区」ということで御訂正をお願いいたします。

では、続きまして市民生活・保健部長から御説明をさせていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、概要書46ページをお開きいただきたいと思います。

私の方から、新しい事業等、また変更になりました事業を御説明申し上げたいと思います。

まず目6でございます。後期高齢者医療事業費、これにつきましては医療保険の枠組みが変わります。新たにお願いをいたしております。対象者は75歳以上の方、本年1月末現在でございますが6,374名でございます。

続きまして、その次のページでございますが、目4環境衛生費、委託料でございます。斎場建設基本計画作成委託料ということでお願いをいたしております。700万円でございます。事業実施に向け、基本計画を策定するものでございます。

その下、補助金でございます。住宅用太陽光システム設置整備事業800万円お願いをいたしておりますが、1キロワット当たり7万5,000円から5万円に変更いたしております。件数につきましては40件ということで、昨年と同様でございます。

次に、51ページをお開きいただきたいと思います。

委託料の中でございますが、国保ヘルスアップ事業委託料、国民健康保険と共同いたしまして、基本健康診査で要指導の判定のあった方を対象に進める事業でございます。新たに取り組むということでございます。

その下、成人歯科健診委託料ということで76万円をお願いいたしております。これにつきましては、6歳臼歯保護育成事業が平成19年度に20年ということで、節目の年となるわけでございます。20歳の成人を対象に歯科健診をお願いするものでございます。

それでは、続きまして経済建設部長から御説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは経済建設部の所管に係る款5、款6、款7、款8の関係で主なもの



を御説明申し上げます。

概要書の57ページをお開きいただきたいと思います。

6 款農業水産業費の項 1 農業費、目 3 農業振興費、その中の節19で地域農業振興事業補助金として、これは産直施設整備ということで、県の補助金を市で受け、これをその事業者の方へ市補助金として出すものでございまして、歳入歳出とも 1,000万円を計上させていただきました。

58ページのみ 7 水田農業構造改革対策費の方へお目をお願い申し上げます。

節19の負担金、補助及び交付金で、19年度より新たに農地・水・環境保全向上対策、こちらは営農活動支援事業地域協議会負担金として20万円。同営農活動支援事業交付金として 128万 5,000円の計上をさせていただきました。また、この下段の方を見ていただきますと、これに関連します目 5 農業土木費の方では、農地・水・環境保全向上活動支援事業として、節13委託料でこの事業の推進検証委託料として 433万 2,000円。

59ページの方へお目を通していただきたいんですが、節19負担金、補助及び交付金で、同活動支援事業地域協議会負担金として64万 7,000円、同活動支援事業交付金として 1,348万 7,000円の予算計上をさせていただきました。

1 枚はねていただきたいと思います。

61ページの方へ目を通していただきますようお願いいたします。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費で、道路台帳整備委託料として5,528万3,000円の計上をさせていただいておりますが、これは従来からの4地区の道路台帳の加除・修正と並行して、19、20、21、3年間の計画をもって道路台帳の一元化作業に入るということで、その経費の一部もこの中に含めて計上をさせていただいております。

1 枚はねていただきまして、63ページの方をお開きいただきたいと思います。

項 3 都市計画費、目 1 都市計画総務費におきましては、建築物の耐震改修促進計画の策定をするために耐震改修促進計画策定委託料 1,100万円を、市の土地利用の将来像を描くために都市計画マスタープラン策定委託料を 750万円、勝幡駅前整備に関係をいたします都市再生整備計画策定委託料として 160万円、勝幡駅前広場の基本設計委託料として 1,400万円の計上をお願いしております。よろしくお願いをいたします。

続きまして、消防長より御説明を申し上げます。

#### ○消防長（古川一己君）

消防費につきまして御説明を申し上げます。

64ページをお開きいただきたいと思います。

なお、19年度の消防費の予算規模につきましては9億 3,826万 9,000円ございまして、前年度比 9,490万 3,000円の減となっております。

1 目の常備消防費の中の需用費におきまして、一般消耗品費といたしましては住宅用火災警報器普及啓発用の全戸配布パンフを初め、消防の広場、また火災予防運動等を通じ、攻めの広報活動経費を計上させていただいております。貸与品におきましては、新規採用者被服。ま

た、現職員におきましては、点数性を導入することにより、個々に必要な被服を貸与する経費。また警防関係では、現場活動性、また身体保護にすぐれたセパレート型防火衣を5年計画で個人貸与に移行するための経費。救急関係といたしましては、2,500出動に対応すべく応急救命措置資機材経費、また救命講習1,000人分の経費を計上させていただいております。

はねていただきまして、66ページをごらんいただきたいと思います。

備品関係でございますけれども、救急備品として、18年度から2年計画によりまして、19年度には市内の6中学校、佐屋、佐織公民館の計8施設へAEDの除細動器を設置し、救命率の向上を図るものでございます。

また、67ページ、負担金の中の消防長会の関係の中で、救急救命士、また器官送還・薬剤投与救命士の養成、また海部地方3二次医療機関に加え、名古屋圏の2三次医療機関との常時指示体制を確立するための経費。資格取得講習会、また消防学校等の教育関係では、5資格9人、救急救命士養成1人を含め、8課程、11人の教育費を計上させていただいております。

2目の非常備消防費の関係でございますけれども、これにつきましては、消防団員の活動費、また分団車庫、詰所等に係る経費を上げさせていただいております。なお、この19年度におきましては、来る7月14日、豊橋市で開催をされます第52回愛知県消防操法大会へ佐屋消防団が出場するため、60日間の訓練等に係る経費といたしまして、68ページの旅費、また需用費、使用料でそれぞれ計上をさせていただいております。

69ページの工事請負費につきましては、消防水利整備費として、耐震性40立米防火水槽1基、また消火栓9基の新設増強を計画しております。

以上で消防費関係の説明を終わらせていただきます。

引き続き、教育部長から御説明を申し上げます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは70ページ、第10款教育費の主なものについて説明をさせていただきます。

第1項教育総務費の中の2目事務局費でございます。システム保守委託料といたしまして、本年度153万4,000円の計上をさせていただいております。これにつきましては、昨年度、立田中学校を除きます他の5校にパソコン教室の整備をいたしました。その中でウイルス対策サーバー、そして教材作成用のパソコン、ホームページソフトの保守点検の費用でございます。次に、3目私立学校振興費で補助金でございますが、19年度、新たに外国人学校の運営費ということで3万円を計上させていただいております。県内の学校法人の外国人学校に対しましての補助でございます。対象となります学校は、学校法人愛知朝鮮学園でございます。児童・生徒1人当たり1万円の補助ということで、現在3名の方が該当いたしております。

続きまして71ページ、学校管理費でございます。委託料といたしまして、教育用パソコンの導入委託料といたしまして957万5,000円を計上いたしております。この委託料でございますが、佐織地区の北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端小学校の4小学校のパソコン教室でございますパソコンのリース切れによるものでございます。

次に、施設修繕工事といたしまして、小学校費において1億円の予算を計上させていただ

ております。

続きまして、建物の耐震補強工事で、本年度、小学校におきましては、永和小学校、立田南部小学校、草平小学校において耐震補強に努めたいと考えております。予算額2億675万円でございます。

めくっていただきまして、73ページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費でございますが、こちらにおきましても施設修繕工事費といたしまして5,000万円の計上をさせていただいております。建物の耐震補強工事でございますが、1億3,734万5,000円の計上でございます。本年度、永和中学校、佐織西中学校の整備に努めたいと思っております。

めくっていただきまして、75ページのところになります。小学校費のまず学校管理費の補助金の補助事業のところをごらんいただきたいと思っております。右の事業内容及び概要のところ、上段から3段目でございます児童芸術鑑賞補助ということで、昨年度まで一律の1校当たり10万円の補助を出してございましたところ、学校格差によってそれぞれ負担が違うということで、本年度改めて児童1人当たり420円という金額を設定させていただきました。そして、小規模校といえますか、児童が少ないところにつきましては、最低10万円の今までどおりの補助をさせていただきます。

同じ欄で下から2段目、環境教育研究事業補助、県の指定ということで80万円の予算を計上させていただいております。この事業につきましては、平成18年度と19年度の2カ年におきまして、草平小学校においてこの環境教育研究事業を進めておっていただきます。本年11月14日に研究発表を予定いたしておりますので、その費用といたしまして、児童が実践する草木染めのバンダナと、要項、資料等、印刷代等を含めまして80万円の計上でございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、教育振興費の部分につきましても、需用費、消耗品費、教材費、図書備品等備品購入費の関係で、昨年まで消耗品等につきましては児童1人当たり4,830円といった金額で学校配分をいたしてございました。本年度におきましては、固定割、そして均等割25%、そして1人当たり2,064円といった形に変更させていただいております。この内容につきましては、先ほど申し上げましたように、学校配分としまして、学校規模による格差を是正するために、学校側と協議をさせていただきました結果、従来の単価、先ほど申し上げました4,830円に児童・生徒数を乗じまして得た総額のうち、25%を均等割とさせていただき、残りの金額を児童・生徒割として算出をさせていただくものでございます。教材備品につきましても、均等割25%と人数割2,420円、図書備品につきましても、均等割25%と1人当たり1,040円ということでお願いをいたします。

めくっていただきまして、76ページのところでございますが、3項中学校費、補助金のところの補助事業でございますが、先ほど申し上げました生徒芸術鑑賞補助につきましても、人数1人当たり420円といった形に本年度より改正をさせていただいております。ただし、中学校におきましては、最低10万円であったものを、12万6,000円まで引き上げさせていただきました。

続きまして、77ページでございますが、社会教育費、1目の社会教育総務費でございますが、放課後子どもプランを新たに設けることによります放課後子ども教室推進事業費といたしまして、運営委員の報酬を初めといたしまして、安全管理員、そして報償費、消耗品、備品等、合わせまして754万6,000円を計上させていただいております。

めくっていただきまして、78ページでございますが、社会教育総務費のところ委託料、生涯学習推進計画策定業務委託料ということで268万円を新たに計上させていただいております。合併後、新たに愛西市といたしましての生涯学習の推進計画を策定するものでございます。策定年次につきましては、19年度及び20年度の2ヵ年としたいと考えております。まず19年度におきましては、計画策定に当たります住民アンケートを実施したいというふうに考えております。そして、その費用といたしまして、アンケートの郵送料、そして計画策定委託料268万円を含めまして予算を計上させていただいております。

次に79ページ、社会教育費の公民館運営費でございますが、工事請負費といたしまして公民館修繕工事7,052万1,000円を計上させていただいております。主なものといたしましては、佐織公民館の音響設備改修工事を初めといたしまして、佐屋公民館の舞台照明改修工事、そして佐屋公民館の洋式トイレの設置を計画いたしております。

そして、4目の文化財費でございますが、補助金に206万6,000円と昨年より増額になっております。文化財管理費等の補助金でございますが、本年度、市江車の保存修理ということで、山車、鉄船の修繕を予定いたしております。そして、新たに獅子頭の修繕を2体予定をいたしておりますので、その分が増額になっております。

めくっていただきまして、81ページをお願いいたします。

保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、こちらの方で需用費、消耗品関係でございますが、昨年12月2日に愛知駅伝が愛地球博記念公園にて第1回目が開催をされております。平成19年度におきましても12月1日に計画をされておりますので、こちらに参加する費用を計上させていただいております。消耗品費及び食糧費、合わせて105万円の計上でございます。

。

めくっていただきまして、83ページをお願いいたします。

学校給食の関係でございますが、5項の保健体育費、5目学校給食管理費でございます。委託料で7,034万7,000円を計上いたしております。まず第1点目でございますが、学校給食調理業務委託料ということで4校分計上させていただいております。今現在、佐織地区で単独校、3校において業務委託を実施しております。そして平成19年度、新たに草平小学校の業務を委託する予定でございます。

次に、その下にございます給食配送委託料ということでございますが、この配送業務につきましても、佐屋のセンターにおいて現在2台で稼働いたしておりますが、1台の業務委託を考えております。以上でございます。

続きまして、企画部長より御説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

恐れ入ります。84ページをお開きください。

公債費の関係でございますが、ここに記載のとおり、元金、利子、それぞれ償還計画表に基づき計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

一般会計予算の内容説明については以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第27号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に日程第26・議案第27号：平成19年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

議案第27号：平成19年度愛西市土地取得特別会計予算。

平成19年度愛西市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億円と定める。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。本日提出、市長名でございます。

この関係につきましても、概要書、引き続いて85ページをお開きいただきたいと思います。

85ページに土地取得特別会計予算の概要ということで記載をさせていただいております。内容につきましては、公共事業用として先行取得できる物件が生ずれば購入をしたいという考えのもとに、土地取得費におきまして前年度と同額の予算を計上させていただきました。なお、これに伴う財源につきましては、歳入におきまして土地開発基金からの借入金を予定しております。以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第28号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第27・議案第28号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、議案第28号の説明をさせていただきます。

平成19年度愛西市国民健康保険特別会計予算。

平成19年度愛西市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億 8,088万 2,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,703万1,000円と定める。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億円、直営診療施設勘定2,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、市長名でございます。

恐れ入りますが、説明資料、概要書でございますが、5ページの方の歳入から御説明をいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

概要書5ページでございますが、まず款1の国民健康保険税20億4,342万1,000円でございますが、これにつきましては、税率は変わっておりませんが、昨年実績に基づきまして計上いたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、款2国庫支出金でございます。16億7,711万6,000円。制度改正に伴い減となっております。

次に、款3療養給付費等交付金でございます。13億894万6,000円。昨年実績に基づきまして計上をいたしております。

続きまして、款5でございます。共同事業交付金5億8,420万2,000円。5億100万2,000円の増となっておりますが、これは高額療養費共同安定化事業が拡大されたことに伴い増となっております。

次に、款7繰入金でございます。8億1,424万9,000円。一般会計より4億6,424万9,000円、基金より3億5,000万円をお願いいたしております。人件費、保険基盤安定、財政安定化のためお願いをするものでございます。

款8繰越金3億3,938万5,000円。前年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、次のページで歳出を御説明申し上げたいと思います。

款1総務費でございます。1億1,990万3,000円。30.4%の増となっておりますが、これは特定検診事業実施計画策定のための委員報酬、また委託料等が増となっております。同じく、賦課徴収費では、嘱託徴収員をお願いし、収納率の向上を目指しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

款2の保険給付費につきましては46億4,429万2,000円。7.7%の増となっておりますが、これは昨年実績を勘案して計上いたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、款5共同事業拠出金6億115万9,000円。大きく4億8,119万3,000円の増となっておりますが、新たに保険財政共同安定化事業がもう既に始まっておりますが、その拠出金が増となったものでございます。

次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入歳出、先ほど申し上げましたように、1億6,703万1,000円を計上いたしております。ほぼ前年同様でございます。診療収入1億3,750

万 3,000円、実績により計上いたしております。

歳出も昨年とほぼ同様でございます。ただ、備品購入費では、超音波骨密度測定器の購入を考えておりますので、よろしく御審議が賜りたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第29号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第28・議案第29号：平成19年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

議案第29号：平成19年度愛西市老人保健特別会計予算でございます。

平成19年度愛西市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億 5,125万 2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。本日提出、市長名でございます。

この会計は医療費がほとんどでございます。説明、概要書でございますが、8ページになっております。

歳出の方の款2の医療諸費でございますが、49億 3,965万 6,000円、4.2%の減となっておりますが、この原因は対象者の減に伴うものでございます。

歳入でございますが、皆様御案内のとおり、老人保健法で負担率が定まっております。よろしく御理解が賜りたいと思います。対前年4.2%の減となっております。よろしく御審議が賜りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第30号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第29・議案第30号：平成19年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（水谷 正君）

議案第30号：平成19年度愛西市介護保険特別会計予算。

平成19年度愛西市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億 592万 6,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億 2,618万

8,000円と定める。

2項 保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 保険事業勘定の地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、市長名。

概要書の歳入の方をお願いいたします。9ページでございます。

9ページの方では、介護保険事業勘定ということで、1の保険料でございますが、本年度の予算額は6億8,348万8,000円で、18年度と比較しますと4,001万6,000円の増ということでございます。以下、2の分担金及び負担金から10款の諸収入ということでございまして、過去の予算とか実績を考慮して予算を計上させていただいております。

続きまして、10ページの方をお願いします。

こちらにつきましても、やはり1款の総務費から8款の予備費までということで、過去の実績とか、前年度の予算とか、そういったものを十分に勘案しながら予算計上をさせていただいたということでございます。

次の11ページのサービス事業勘定は、歳入歳出、こちらの方に概要として載せさせていただいております。

続きまして、歳出の方をお願いいたします。

歳出につきましては、介護保険の関係は95ページからということでございます。こちらの方でございますが、事業の中身はほとんど前年とか前々年と変わっておりません。今回、介護保険で新規事業ということでございまして、概要書の95ページをお願いします。

ここで委託料ということで、平成21年度から始まる第4期介護保険事業計画策定に伴う準備委託料として165万4,000円の計上をさせていただいております。ほかにつきましては、先ほどから御説明させていただいておりますように、過去の数字とか、そういったものを勘案いたしまして予算を組ませていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、ここで10分間休憩をとります。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第31号（提案説明）



○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第30・議案第31号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第31号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算。

平成19年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億 6,960万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは、はねていただきまして、予算書で入の方を簡単に。

6、7ページをちょっとごらんを賜りたいと思いますが、歳入の方では、先ほどの予算で、農業集落排水事業等基金繰入金ということで1億 4,290万 1,000円。これは立田分でございます。

それから下の方で、農業集落排水事業債ということで1億 500万円。これは起債ということで予算の歳入を予定いたしております。

それでは、歳出につきまして、概要書の方の104ページの方をごらん賜りたいと思います。

ここで重立ったところでございますが、まず委託料ということで、処理施設工事設計監理委託料 2,472万 4,000円を今年お願いをしておりますが、これにつきましては、早尾、それから立田地区、それに八開の鵜多須地区の機能強化等の分の設計委託をお願いするものでございます。

それから処理場建設工事として、今年度2億 3,950万円。これは早尾地区の場内整備、並びに立田地区の処理場の建築等を予定いたしております。

それから、あと例年に従いまして、各地区の処理場、施設管理費等については、八開地区の分を計上させていただいております。

それから下の方で、2項でコミュニティ・プラント事業費の方では、それぞれ永和台地区の事務費的なものを計上させていただいております。

非常に簡単ですが、以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第32号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第31・議案第32号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第32号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計予算。

平成19年度愛西市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億 7,608万 8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは、先ほどと同様、まず歳入で4、5ページをごらん賜りたいと思います。

こちら歳入の方では、下水道事業国庫補助金というようなことで3億円、歳入でまた補助を予定しております。

それから、一般会計の繰り入れで1億 8,711万 7,000円等々で、重立った歳入の予定をさせていただいております。

それから、はねていただいて6、7ページの方で、起債ということで下水道債ということで、流域下水道事業債で1億 9,700万、公共下水道事業債で5億 6,400万円を歳入として予算を充てております。

それでは、歳出の方につきましては、やはり先ほどと同様、概要書の106ページをごらん賜りたいと思います。

ここで、昨年とほぼ組み方としては同様でございますが、大きく管渠実施設計委託料ということで4,093万 4,000円。これは、また今年も佐織地区、佐屋地区の各それぞれ市街化区域内の開削工事等に伴う設計委託のものを予定いたしております。

それから、大きく要るのは管渠布設等工事ということで、今年度も7億 5,240万円。先ほどの委託でも申し述べました佐屋、並びに佐織工区の工事の開削、並びに推進等に充てようということで予算計上をさせていただいております。

あと、負担金の方では、日光川下流流域下水道事業の推進協議会、並びに事業の県負担分ということで、それぞれ負担金を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第33号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第32・議案第33号：平成19年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第33号：平成19年度愛西市水道事業会計予算。

第1条 平成19年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)として、給水戸数 9,425戸。これは増加分を見込んでおります。それから年間総給水量は 323万 3,000立方メートル。これは井戸水等も含んだ数字でございます。それから一日平均給水量は 8,858立方メートルでございます。

次に、収益的収入及び支出で、第3条でございますが、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益4億 1,326万1,000円。第1項として営業収益3億 8,995万9,000円。第2項 営業外収益として 2,328万 9,000円。これは他会計の補助及び利息等でございます。それから第3項として、特別利益として1万 3,000円。

それから支出として、第1款水道事業費用として4億 6,339万 5,000円。中身で、第1項営業費用として4億 4,596万 8,000円。これは原水及び浄水費、配水費等の分でございます。それから2項として、営業外費用 644万 2,000円。第3項特別損失 398万 5,000円。4項予備費として 700万円ということで、赤字予算として組ませていただいております。

はねていただきますと、（資本的収入及び支出）第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 796万 5,000円は積立金 415万 1,000円、過年度分損益勘定留保資金 9,553万 8,000円、当年度分消費税資本的収支調整額 827万 6,000円で補てんするものとする。）

次に収入で、第1款資本的収入として 8,012万 6,000円。第1項分担金として 939万 9,000円。これは加入者分。それから第2項工事負担金として 6,910万円。下水道工事等に伴う補償費でございます。それから第3項他会計出資金 162万 7,000円。これは一般会計のもとで石綿管等の更新の分ということでございます。

それから支出として、第1款資本的支出1億 8,809万 1,000円。第1項として建設改良費で1億 8,394万円。第2項企業債償還金として 415万 1,000円でございます。

次に、（一時借入金）第5条 一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)として、職員給与費 6,624万 8,000円。

次に、（他会計からの補助金）第7条 高料金対策のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 2,239万 5,000円である。これは人件費相当でございます。

次に、（たな卸し資産の購入限度額） 第8条 たな卸資産の購入限度額は、96万 1,000円と定める。本日の提出、愛西市長名でございます。

それでは、次に中身につきましては、概要書の 107ページの方をごらんいただきたいと思えます。

収益的支出の関係でございまして、概略的に昨年同様と、ほぼ内容的に大きく変わっておりませんが、伸びておるのでは修繕費ということで 1,217万 1,000円。これは、それぞれ八開、並びに佐織地区の浄水場のろ過材等、今年度かえさせていただきたいというようなことで計上させていただいております。

それから、はねていただきまして、108ページの方で重立ったお金としては、先ほども言いましたように、受水費として本年度も2億 252万 5,000円。これは県水の購入費ということでございます。

あと、ほぼ前年同様並みのことを計上させていただいておりますが、下の 109ページの賃借料の方で伸びておりますが、これは水道料金の調定システム等に今年度会計を八開のやつと一本化したと。その関係で、システムのなところも来年度お返しするという関係で金額が上がっております。

それから、次にはねていただきまして、概要書の 111ページの方で工事請負費ということで、こちらの方で工事請負費1億 7,781万 8,000円。右の概要の欄表を見ていただくように、今年度も布設がえ工事等を予定させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第33・選挙第1号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第33・選挙第1号：海部地区休日診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

##### ○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について御説明を申し上げます。

海部地区休日診療所組合議会議員には、現在、永井千年議員、後藤和巳議員に御活躍をいただいておりますが、任期満了が平成19年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものでございます。なお、任期につきましては、平成21年3月31日まででございますので、よろしくお願申し上げます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第34・議案第14号（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第34・議案第14号：愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第14号をお願いいたします。

愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案及び内容の御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、平成19年 4 月 1 日から愛知県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるものでございます。本日提出、市長名ででございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、議員の定数の見直し及び地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第 290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

1 枚おめくりください。

愛知県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約でございますが、改正内容につきましては、議案第14号資料の新旧対照表で御説明を申し上げたいと思いますので、ごらんをいただきたいと思っております。

それでは、第 2 条は、組合を組織する地方公共団体の規定でございますが、「別表」を「別表第 1」に改めるもので、現行別表につきましては、組織する団体名と選挙区をあわせておりますが、分離して組織団体名のみとするものでございます。

それから 4 条については、字句の改正でございます。

第 5 条、組合の議会の議員の定数は14名とするでございしますが、「12名」を「14人」に改めるものでございます。

第 2 項で、「別表第 2 の議員の選挙区ごとに定める定数により当該選挙区の組合市町村の長が互選した者をもってあてる」と。この増員につきましては、市町村合併により、市の数がふえ、町村の数が減じたため、市の議員を 2 名ふやすということをお願いをするものでございます。

第 9 条第 5 項は、地方自治法の改正により、「吏員」を「職員」に改め、第 6 項の収入役の規定を削るものでございます。

2 ページをお願い申し上げます。

第10条の規定は、地方自治法の改正により、会計管理者の規定をするものでございます。

改正する規約本文、3 ページにお戻りをいただきたいと思っております。附則として、この規約は平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条及び別表の改正規定並びに別表第 1 の次に 1 表を加える改正規定は、平成19年 4 月 1 日以後最初に行われる議員の一般選挙から施行するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第14号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

## ○21番（永井千年君）

市町村職員の退職手当につきましては、この表を見てわかりますように、大きい市はこの退職組合に入っていないわけで、そうしたところは、隣の津島市などは団塊の世代の大量退職によりまして、予算に対する大変大きな負担になってきているというふうに言われておりますが、この組合を出たり入ったりということはずうっとないわけでありますが、今後もそうした出入りというのはない見通しなんでしょうか。運営について、特に大量に退職者が出た場合に運営が苦しくなるとか、そういう問題というのはあるのでしょうか。今の現状について、簡単に説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、2名というのは、市がふえて、町村が減って2名ふえたというのは、ちょっとよく理由がわからないものですから、説明をいただきたいというふうに思います。

## ○総務部長（中野正三君）

前段の部分でございますけど、これは過去、団塊の世代に対応するために、その都度負担金の率というものを調整してきております。

それと、組合に加入の市町村が増減しないかということでございましたが、御存じのように、例えば稲沢市でいきますと、稲沢さんの今の状態でいきますと、平和、祖父江さんがこの組合に加入しておりました。ただ、稲沢市さんが入っておられませんので、その時点で脱退をしてみえます。ですから、これはほかのところの合併に伴うところでも、減はしていくが、加入はなかなかないだろうというふうに思っております。

それと、2点目の組合議員のところでございますけど、新旧対照表を少しごらんいただきたいと思います。ここの2ページのところで、2ページから3ページにかけて右側、改正前でございますが、この1区1人という形で12人ございました。これが現行でございます。11区と12区を見ていただくとおわかりのように、実は11区のところ、これが今度改正の1区になるわけでございますけど、11の市で構成をされております。下のところは8市で一つを構成し、12区、これが2区になりますけど、3市で一つの構成をしていると。全体の中で、現在11市27町村という形でございます。それで、市の方に今までは2人、町村の方に10人という形であったものを、市の方を2人ふやして4人、それから町村を10人そのまま、全体を14人にするというような形で、改正後の1区の部分において2人をお願いするという形でございます。

## ○21番（永井千年君）

今後の組合の運営について、見通しについてちょっと触れてみえないですけど、やめるところはこれからも出るかもしれないけれどと。そうしたものの影響というのは、プラ・マイ・ゼロというふうに考えて、何の不安もないというふうに考えればいいですか。

## ○総務部長（中野正三君）

合併を理由に、今まで脱退という形になってきております。ですから、この問題、今の団塊の世代の負担の部分の御心配だろうとは思いますが、その部分での脱退ということは出てこないと私どもは見ております。ただ、今の団塊の世代に対する負担金の改定ということは、今後もあり得るだろうと。ただ、それがおさまったときには、また負担金の見直しということは

出てくるだろうというふうには思っております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第14号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第14号の討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決・決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第15号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第35・議案第15号：海部地区水防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

議案第15号をお願いいたします。

海部地区水防事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、海部地区水防事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第290条の規定により海部地区水防事務組合規約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

では、新旧対照表で御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

改正の内容でございますが、第9条でございます。組合の執行機関の組織及び選任の方法でございますが、その中で、現行におきましては「助役、収入役、各1名」となっておりました

のを、「会計管理者1名」に改めるものでございます。

それから第3項におきましては、加入でございますが、関係市町村長及び管理者の属する市町村の副市町村長をもって充てると。「副市町村長」という部分において加えるというものでございます。

そして、第4項につきましては、会計管理者の規定を加えるものでございます。

そして、第10条におきましては、副管理者以下の文章におきまして削りまして、管理者のみとするものでございます。

第2項におきましては、管理者が、これも同様な言葉でございますが、管理者という言葉を生かすという形をお願いをするものでございます。

本文の附則をお願いいたします。

附則として、施行期日、この規約は平成19年4月1日から施行するものでございます。

第2項におきましては、会計管理者に係る特例を規定しているものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

議案第15号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

**○21番（永井千年君）**

これは後から出てくるものと共通の問題であります。この副管理者について、今までは関係市町村長をもって構成しておったのが、市町村長及び副市町村長をもって充てるというふうに書いてあるわけなんです。これは具体的に、実際にはどのような選任が行われていくのか、話し合ってみれば説明をしていただきたいというふうに思います。

**○総務部長（中野正三君）**

話し合いの内容においては、ちょっと承知はしておりませんが、ただ3項のところにおきまして、現行は副管理者は管理者以外の関係市町村長をもって充てるということでございます。ただ、今回お願いをしておりますのは、管理者以外の関係市町村に加えて、管理者の属するところの市町村の副市町村長をもって充てると。現行で副管理者という規定が9条にございます。その部分をこの9条のところでは削りますので、そのものをもって、3項で副市町村長をもって充てるということで、移行というふうに考えております。

**○議長（佐藤 勇君）**

他にございませんか。

**○10番（真野和久君）**

今の説明ですけれども、第9条、助役のかわりに副管理者ですね。先ほど副管理者を削られて、3項の方に入るという話がありましたが、9条の助役が削られたかわりに、副市長が入ることになるんですね。わかりました。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、他に質疑ございませんか。



〔発言する者なし〕

それでは、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第15号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第15号の討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決・決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第36・議案第16号（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第36・議案第16号：海部地区環境事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、議案第16号について御説明をさせていただきます。

海部地区環境事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、海部地区環境事務組合同規約（平成12年海部津島環境事務組合同規約第1号）の一部を別紙のとおり変更するものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第290条の規定により海部地区環境事務組合同規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

それでは、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第6条関係でございますが、組合の執行機関の組織及び選任の方法でございます。改正前、「収入役」とありましたものを「会計管理者」に改め、第3項では、「助役」とありましたものを「副市町村長」に改め、第4項では、「収入役は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合市町村の収入役」とありましたものを、「会計管理者は、管理者が組合市町村の会計管理者」に改めるものでございます。第5項では、「管理者、副管理者及び収入役」を「管理者及

び副管理者」に改め、第6項では、「吏員その他の」とあるのを削るものでございます。

施行期日でございますが、1枚戻っていただきまして、附則でございます。平成19年4月1日から施行したいものでございます。

経過措置といたしまして、副管理者の任期について規定をいたしております。よろしく御審議が賜りたいと存じます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第16号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題としております議案第16号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第16号の討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決・決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第17号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第37・議案第17号：海部南部水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

議案第17号：海部南部水道企業団規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、海部南部水道企業団規約（昭和42海部南部水道企業団規約第1号）の一部を別紙のとおり変更したいものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第290条の規定により海部南部水道企業団規約を変更することについて協議するため必要が

あるからでございます。

それでは、新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。

第9条関係でございます。執行機関の組織及び選任の方法という中で、第4項で「吏員その他の」を削るものでございます。

施行期日でございますが、1枚戻っていただきまして、附則でございます。平成19年4月1日から施行したいものでございます。よろしく御審議が賜りたいと存じます。

**○議長（佐藤 勇君）**

議案第17号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第17号の討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決・決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第38・議案第18号（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第38・議案第18号：海部地区休日診療所組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

それでは、失礼をいたします。

議案第18号：海部地区休日診療所組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、海部地区休日診療所組合規約（昭和61年海部地区休日診療所組合規約第1号）の一部を別紙のとおり変更したいものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由、この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第 290条の規定により、海部地区休日診療所組合規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

それでは、新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。

第 6 条でございますが、組合の執行機関の組織及び選任の方法でございます。改正前「収入役」とありましたものを「会計管理者」に改め、第 3 項では、「をもって充て、収入役は、管理者の属する組合市町村の収入役又は収入役の職務を行う者」とありましたものを削除し、次に 4 項、5 項、6 項を 1 項ずつ送りまして、4 項に「会計管理者は、管理者の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる」を加え、第 5 項では、「副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、6 項では、「吏員その他の」を削るものでございます。

施行期日でございますが、1 枚戻っていただきまして、附則でございます。平成 19 年 4 月 1 日から施行したいものでございます。

経過措置といたしまして、収入役の任期等について規定をいたしておりますので、よろしく御審議が賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第 18 号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第 18 号につきましては、会議規則第 36 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第 18 号の討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 18 号を採決いたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決・決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 39・諮問第 1 号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第 39・諮問第 1 号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたし

ます。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、諮問第1号をお願いいたします。

愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市山路町中村76番地。氏名、堀田重孝、昭和23年8月24日生まれ。

諮問理由としまして、この諮問をするのは、任期が平成19年6月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

候補者の履歴書も添付させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、諮問第1号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、諮問第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定をいたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とするということに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月12日午前10時より再開しますので、よろしくをお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後 3 時 27 分 散会